

# 農業集落排水整備推進交付金交付要綱

平成20年 1月31日決裁

最終改正 令和 3年 3月10日

(趣旨)

第1条 県は、農業集落排水事業を促進し、農村の公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るため、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱(平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知)、村づくり交付金実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2551号農林水産事務次官依命通知)、汚水処理施設整備交付金交付要綱(平成17年4月22日付け17農振第167号農林水産事務次官依命通知)、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知)、地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官通知)に基づき農業集落排水事業(以下「事業」という。)を実施した市町村(以下「事業者」という。)に対し、事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源等として、予算の範囲内において農業集落排水整備推進交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

2 交付金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業等)

第2条 交付金の交付の対象となる事業、経費、交付率及び交付期間は、別表1に定めるとおりとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、同条第2項の添付書類は要しない。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が毎会計年度に定める日までとする。

(交付決定通知書の様式)

第4条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付金の交付の方法等)

第5条 概算払により、支出することができる。

2 交付金の交付を受けようとするものは、様式第3号により請求するものとする。

(実績報告書の様式)

第6条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(管理等)

第7条 事業者は、交付金を減債基金に積み立てる等、適正に運用するよう努めなければならない。

(書類の経由)

第8条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄の農林振興センターの長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年 1月31日から施行し、平成18年度農業集落排水事業実施分から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 3月10日から施行する。

別表1（第2条関係）

事業等	交付金の算出基準となる経費	交付率	交付期間	交付金の対象となる経費
1 農業集落排水資源循環統合補助事業	(1)事業者が、農業集落排水資源循環統合補助事業を実施するのに要する経費	交付金算定基準経費の7.5%以内 (ただし、平成14年度以前採択のPFI事業実施地区)	事業実施の翌年度から5年間	事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源等
	(2)事業者が、農業集落排水資源循環統合補助事業を実施するのに要する経費の内、処理施設の整備に要する経費（測量試験費、用地買収補償費、及び機能強化対策に要する経費を除く）	交付金算定基準経費の15%以内 (ただし、平成18年度以降採択地区)	事業実施の翌年度から5年間	事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源等
2 村づくり交付金	事業者が、村づくり交付金による、農業集落排水事業を実施するのに要する経費の内、処理施設の整備に要する経費（測量試験費、用地買収補償費、及び機能強化対策に要する経費を除く）	交付金算定基準経費の15%以内 (ただし、平成18年度以降採択地区)	事業実施の翌年度から5年間	事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源等

事業等	交付金の算出基準となる経費	交付率	交付期間	交付金の対象となる経費
3 汚水処理施設整備交付金	事業者が、汚水処理施設整備交付金による、農業集落排水事業を実施するのに要する経費の内、処理施設の整備に要する経費（測量試験費、用地買収補償費、及び機能強化対策に要する経費を除く）	交付金算定基準経費の15%以内	事業実施の翌年度から5年間	事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源等
4 農山漁村地域整備交付金	事業者が、農山漁村地域整備交付金による、農業集落排水事業を実施するのに要する経費の内、処理施設の整備に要する経費（測量試験費、用地買収補償費、及び機能強化対策に要する経費を除く）	交付金算定基準経費の15%以内	事業実施の翌年度から5年間	事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源等
5 地域自主戦略交付金	事業者が、地域自主戦略交付金による、農業集落排水事業を実施するのに要する経費の内、処理施設の整備に要する経費（測量試験費、用地買収補償費、及び機能強化対策に要する経費を除く）	交付金算定基準経費の15%以内	事業実施の翌年度から5年間	事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源等

注 各事業における年度毎の交付金額は千円単位とし、千円未満は切り捨てることとする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

令和 年度農業集落排水整備推進交付金交付申請書

令和 第 年 月 日

埼玉県知事

主たる事務所の所在地及び名称  
代表者の氏名

下記により、 年度から 年度に実施した農業集落排水事業について、農業集落排水整備推進交付金（ 地区）の交付を受けたいので、補助金等の交付手続き等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付を受けようとする交付金額 金 円
- 2 交付金算定明細書 (別紙 1 のとおり)
- 3 収支予算書 (別紙 2 のとおり)

様式第2号（第4条関係）

令和 年度農業集落排水整備推進交付金交付決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度農業集落排水整備  
推進交付金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 支払方法 概算払により支出することができる。
- 3 その他 事業者は、交付金を起債元利償還金に充てる等、適正に運用するよう努めなければならない。

様式第3号（第5条関係）

令和 年度農業集落排水整備推進交付金概算払（または精算払）請求書

令和 第 年 月 日 号

埼玉県知事

主たる事務所の所在地及び名称  
代表者の氏名

令和 年 月 日付け農整第 号で交付決定通知のあった農業集落排水整備推進交付金について、下記の金額を概算払（または精算払）によって交付されたく申請します。

記

地区名	本年度 交付決定 金額	請求額
	円	円

金融機関名：  
口座番号：  
名 義：  
債権者コード：

上記のとおり確認する。

令和 年 月 日

所長

- ※ 1. 交付決定通知の写しを必ず添付する。  
2. 精算払の場合は、額の確定通知の写しも添付する。

様式4号（第6条関係）

令和 年度農業集落排水整備推進交付金実績報告書

令和 第 年 月 日

埼玉県知事

主たる事務所と所在地及び名称  
代表者氏名

令和 年 月 日付け農整第 号で補助金の交付決定の通知を受けた農業集落排水整備推進交付金（ 地区）について、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 実績を報告する交付金額 金 円
- 2 収支精算書 (別紙3のとおり)

別紙 1

令和 年度農業集落排水整備推進交付金算定明細書

市町村名：

地区名：

(単位：円)

実施年度	事業費	事業費の内 交付金算定 基準経費	交付金 総額	既年度 交付済 交付金額	当該年度 交付金額	次年度 以降 交付金額
年度						
年度						
年度						
年度						
年度						
合計						

- (注) 1. 事業費の欄には、各年度実施事業費（ただし、事務費は除く）を記載すること。  
 2. 各年度実施事業費に対する額の確定通知及び実績報告の「経費の配分及び事業計画の概要」の写しを添付すること。

別紙 2

収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	備 考
県 交 付 金		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	備 考
起債元利償還金		
そ の 他		
合 計		

(注) その他には、修繕等積立金、維持管理経費等、その内訳を記載すること。

別紙3

収支精算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
県 交 付 金				
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
起債元利償還金				
そ の 他				
合 計				

(注) その他には、修繕等積立金、維持管理経費等、その内訳を記載すること。